

発議第 13 号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年12月24日提出

提出者 伊賀市議会議員

福村 教親

信田 利樹

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

北出 忠良

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までの規定中「8人」を「7人」に改め、同項第4号中「23人」を「21人」に改め、同項第5号中「22人」を「20人」に改め、同条第2項中「議員は前項第1号」を「議長を除く議員は、前項第1号」に改める。

第4条第2項中「8人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。